

## 川越市新型インフルエンザ等対策会議要綱

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生に備え、市内の緊密な連携を確保し、一体となって対応するため、川越市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 議長、副議長、構成員は次のとおりとする。

- (1) 議長 市長
- (2) 副議長 副市長、教育長及び上下水道事業管理者
- (3) 構成員 秘書広報監、危機管理監、川越市行政組織条例（平成18年条例第37号）に規定する部の長、総合政策部情報政策担当部長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長、川越地区消防組合消防局長並びに保健所長

2 副議長は、議長に事故があるときはその職務を代理する。この場合において、その順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長（保健医療部を担任する副市長を第1順位とし、他の副市長を第2順位とする。）

第2順位 教育長（副市長が2人の場合には、第3順位とする。）

第3順位 上下水道事業管理者（副市長が2人の場合には、第4順位とする。）

### (職務)

第3条 議長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

### (会議)

第4条 対策会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 対策会議の庶務は、保健医療推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和2年1月31日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年4月28日）から施行する。